

標 題：

1969年国際トン数条約

NK テクニカル インフォメーション

No. 2

昭和57年8月23日

関係船主・造船所各位

拝啓 貴社ますます御隆盛のこととお喜び申し上げます。

1969年の船舶のトン数測度に関する国際条約 (The International Convention on Tonnage Measurement of Ships, 1969) は、トン数測度に関する初めての国際条約として1982年7月18日に発効いたしました。

同条約では従来のように Gross Tonnage (総トン数) Net Tonnage (純トン数) の名称が使われていますがこれらは「船舶の全体の大きさを示す指標」と「船舶の有用能力を示す指標」であり単位のない数字で表わされます。

同日現在、次の政府が同条約に加盟しております。

USSR, アイスランド, ブラジル, 英国, モナコ, ユーゴスラビア, ノルウェー, メキシコ, イラク, リベリア, スペイン, フィジー, フィンランド, ガーナ, イラン, チェコスロバキア, イタリア, サウジアラビア, シリア・アラブ共和国, イスラエル, 西ドイツ, 東ドイツ, ハンガリー, ベルギー, オーストリア, ルーマニア, コロンビア, バハマ, ポーランド, アルジェリア, トンガ, インド, スイス, ニュージーランド, パナマ, フィリピン, アルゼンチン, トリニダードトバゴ, イエーメン, スウェーデン, 韓国, 中国, トルコ, 日本, フランス, ギニア, オランダ, バングラデシュ, オーストラリア (1982年8月21日より発効), デンマーク (1982年9月22日より発効), ベルー (1982年10月16日より発効)

この条約によれば、加盟国政府に登録する船舶で1982年7月18日以降にキールを据え付けるか大改造に着手する船舶は同条約の国際トン数証書 (1969) を船上に保持することが要求されます。同条約上の現存船は、条約発効後12年間は同条約の適用は義務とはなりませんが、船主が希望する場合は、それ以前に同条約を適用することが出来ます。但し、一度同条約が適用されますと適用の義務が生じ取り消すことが出来ません。

この条約発効に関連し、SOLAS条約適用上の総トン数について、次のような取り決めがIMO(前のIMCO)で採択されほとんどの政府がこの取り決めに従うと思われます。

この取り決めによると、一定の期間内に起工する船舶のSOLAS適用時の総トン数は1969国際トン数条約発効前に船籍国政府が適用していたトン数測度規則による総トン数を使用することが出来ます。

リベリア政府、パナマ政府等はこのようなSOLASパラメータとしての総トン数を使用する場合、その総トン数を証明する証明書を1969国際トン数証書に加え船舶に保持することを要求しています。

本件に関する詳しい取扱いをお知りになりたい場合は弊会の本部にお問い合わせ下さい。

敬 具